

## 高等学校における通級による指導の制度化に関する論点整理（案）

## 1. 高等学校における通級による指導の制度化の意義

- (1) 高等学校における特別支援教育の制度には、どのような課題があるか。  
(2) 通級による指導の制度化の意義は何か。

○中学校卒業後の生徒の高等学校等への進学率は戦後一貫して上昇し、昭和 25 年度に 42.5%であった進学率は、既に 98%を超えている。

○高等学校は、義務教育終了後のほぼ全ての子供が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるとともに、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関であり、将来の我が国の発展のためにも、高等学校が果たすべき役割と責任は極めて重い。

○学校教育法においては、平成 19 年度から、高等学校においても、障害のある生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが明記されている。平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消に関する法律」の施行を控える中、学校教育における障害のある幼児児童生徒の支援の充実は、一層重要性を増している。

○一方で、高等学校における特別支援教育に関する制度を見ると、通級による指導が制度化されている小・中学校と異なり、自立活動に相当する指導を行うことができない制度となっている。

○中学校において通級による指導を受けている生徒数は年々増加しており、平成 26 年度には 8,386 人に達している。小・中学校において通級による指導を受けていた生徒など、障害の程度が比較的軽度で、ほとんどの授業は障害のない生徒と同じ授業を受けることが可能であり、かつ障害による学習上又は生活上の困難を克服するための指導が必要な生徒に対して自立活動に相当する指導を行うことができる制度を早急に整備することが必要である。

- (3) 通級による指導の制度化に関して懸念されることはあるか。どのような対策が必要か。

○高等学校において「通級による指導」を制度化する場合、指導を受ける生徒の自尊心や、集団から離れて別の活動を行うこと、特別の指導を受けていることを自校の友人等に知られることへの心理的な抵抗感にも配慮することが必要であ

る。

○生徒の実態に応じて、他の生徒も教室移動する選択教科・科目の授業と同じ時間帯に設定する、生徒の負担が過重にならない範囲で長期休暇に集中的に実施する、在籍校の授業がない曜日に他校において指導を受ける、放課後に指導を受けるなどの工夫を行うことも考えられる。

○その場合にも、他校における指導を担当する指導教員が生徒の状態や在籍校における実態の把握を丁寧に行うことや、生徒の通学負担が過剰にならないよう配慮すること、部活動や生徒会活動といった放課後の活動との調整に配慮することなどの留意が必要である。国においては、モデル事業における好事例の周知に努めることが必要である。

○なお、障害のある生徒への個別の指導に加え、学校全体で特別支援教育への理解促進や支援体制の構築、全ての教職員の理解啓発、学習指導要領にも記載されている交流及び共同学習の実施等による全ての生徒の障害者理解の促進に努めることが必要であることは言うまでもない。全ての教職員及び生徒が、同じ社会に生きる人間として、互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが重要である。

## 2. 高等学校における通級による指導の制度設計

○高等学校における「通級による指導」の基本的な考え方は、小・中学校と同様、一定の時間、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な指導（自立活動に相当する指導）を行うことである。

○他方で、高等学校における教育は次のような特徴を持つことを踏まえ、これらの趣旨に反しない制度とすべきである。

### ①単位制の採用

高等学校の各教科・科目及び総合的な学習の時間は、小・中学校の各教科等のように、標準授業時数が学校教育法施行規則に定められているのではなく、単位制を採用して、1単位の算定に必要な一定の単位時間数、すなわち1単位当たりの授業時数を定めている（1単位50分、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする）。その上で、卒業までに修得させる単位数を74単位以上としている。

### ②必修教科・科目の設定

高等学校においては、全ての生徒に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという趣旨に基づき、高等学校学習指導要領において、全ての生徒が履修す

る必履修教科・科目が設定されている（最低合計単位数は31単位）。

(1) 教育課程上にどのように位置付けるか。

【参考：小・中学校における通級による指導】

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第140条において「特別の教育課程によることができる」とし、文部省告示（平成5年文部省告示第7号。以下「告示」という）において「小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる」としている。

○自立活動に相当する指導について教育課程上どのように位置付けるかについては、中央教育審議会において検討することが必要になるが、その際、以下のような論点を踏まえる必要があるのではないか。

- ・ 小学校・中学校における自立活動に相当する指導との関係
- ・ 高等学校教育における共通性と多様性のバランスを踏まえた単位数の在り方（必履修教科・科目及び総合的な学習の時間、特別活動の履修と教育課程全体の関係）
- ・ 次期学習指導要領改訂の方向性との関係 等

(2) 通級による指導の対象とすることが適切な障害の種類は何か。

【参考：小・中学校における通級による指導】

施行規則第140条において、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの（文部科学省初等中等教育局長通知により、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者と明確化）を対象としている。

なお、知的障害者は、制度化に先立って平成4年に開催された「通級学級に関する調査研究協力者会議」において、「精神発達の遅れやその特性から、小集団における発達段階に応じた特別な教育課程・指導法が効果的であり、このため原則として、主として特殊学級において、いわゆる固定式により指導することが適切である」、すなわち、知的障害の状態が特別の教育課程による指導を必要とする程度である場合には、ほとんどの時間を通常の学級で授業を受けながら限られた時間のみ通級による指導を受けるよりも、特別支援学級という生活上の小集団において、特別の教育課程により、個々の教育的ニーズに応じた指導を体系的・継続的に行うことが効果的であるとされたことから、対象外とされている。

○中学校において通級による指導を受けている生徒は、高等学校進学後も「通級による指導」を必要とする可能性があることから、高等学校における「通級による指導」の対象となる障害種は小・中学校における通級による指導の対象と同一に

することが適当である。

- 「通級による指導」の対象者の決定は、次のようなモデルプロセスや文部科学省の研究事業の成果も参考に、各高等学校や地域の実態も踏まえて行われることとなる。なお、各障害種の特長や主要な教育的ニーズは、文部科学省が作成しウェブサイト公表している「教育支援資料」にまとめられている。

#### ①生徒に関する情報の収集・行動場面の観察

特に高等学校においては、入学者選抜後の限られた時間で生徒の情報収集を行うことが多いことから、小・中学校とは異なる困難が伴う。都道府県及び市町村の教育委員会も協力し、中学校において、障害のある生徒の障害の状態、教育的ニーズと必要な支援の内容、保護者の意見、就学先の学校で受ける指導や支援の内容、関係機関が実施している支援の内容等について記載する「個別の教育支援計画」の作成を促進し、高等学校への迅速な引継ぎ体制を構築することが必要である。

引継ぎ体制の構築の必要性は、特別支援学校中学部から高等学校に進学する生徒についても同様である。

入学後は、事前に情報の引継ぎのなかった生徒を含め、個々の生徒の教育的ニーズを把握し、支援の必要性や具体の支援内容を検討するため、各生徒の行動場面に意識して目を向けることが必要である。

#### ②生徒と保護者に対するガイダンス

例えば、入学時に全ての生徒と保護者に対して「通級による指導」の趣旨や内容を周知し、関心を示した生徒と保護者には詳細な個別相談の時間を設けることなどが考えられる。個別相談においては、面談担当者には個人情報に関する守秘義務があることを生徒や保護者に伝えること、生徒や保護者の教育に対する意向等に十分に耳を傾けることも必要である。

この際には、障害以外の要因により学習上の困難を有する生徒や保護者からの個別相談が寄せられる可能性もある。その場合は、「通級による指導」は障害による困難を改善・克服するために指導内容が設計されていることを説明することとなる。なお、困難の要因が何であれ、高等学校が生徒の抱える学習上の困難の解決に努めることは当然であるので、生徒の困難に応じた解決方を検討する必要があることは言うまでもない。

#### ③校内委員会等における検討

高等学校は、校内委員会等における検討を経て、最終的な対象生徒を決定する。校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター等が中心的な役割を果たすこととなるが、都道府県教育委員会においても、専門家チームの派遣や定

期的な巡回教育相談等を通じた各学校への支援を行うことが必要である。

#### ④生徒や保護者との合意形成

校内委員会等における検討結果を「通級による指導」を希望している生徒や保護者に伝達し、合意形成を図る。

### (3) 障害に応じた特別の指導をどのように定義するか。

【参考：小・中学校における通級による指導】

告示において「障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする」としている。

○障害のある生徒の自立と社会参加を目的とした、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導とする。障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導とは、特別支援学校の教育課程における自立活動に準ずる指導であり、教科・科目（教科・科目の遅れに対応するための指導を含む。）とは異なるものである。

### (4) 通級による指導の時間は何単位・単位時間までとすることが適当か。

【参考：小・中学校における通級による指導】

告示において、「授業時数は、規則第 140 条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒（注：学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を除く生徒）については、年間 35 単位時間から 280 単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒（注：学習障害者及び注意欠陥多動性障害者）については、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とする」としている。

○小・中学校における通級による指導では、授業時数は年間 35 単位時間（学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を除く）から 280 単位時間までを標準としている。通級による指導は、児童生徒が通常の学級に在籍し、そこで大部分の指導を受けることを前提とし、児童生徒の負担が過重とならないよう配慮していることによる。

### (5) 全日制、定時制、通信制の課程ごとに制度に違いを設ける必要があるか。

○文部科学省による「発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における進路に関する分析結果」によると、全日制、定時制、通信制のいずれにも、発達障害等困難のある生徒が進学していると推計されている。同様に、「通級による指導」の対象となる全ての障害種について、いずれの課程にも進学していることが推測される。このため、全日制、定時制、通信制の全ての課程において、「通級による

指導」を制度化することが必要である。

○文部科学省のモデル事業では、全日制、定時制、通信制の全ての高等学校において実践研究を行っている。現在までの取組を踏まえれば、教育課程上の位置付け、対象となる障害種、通級による指導の時間等の基本的な制度設計について、違いを設ける必要はないと考えられる。各学校においては、生徒や学校の多様な実態に応じ、運用における創意工夫を行うこととする。

(6) 学習評価、単位認定について留意すべき点は何か。

○「通級による指導」の学習評価は、個別に設定された目標や「個別の指導計画」を基として行うことが適当である。このため、学校においては、対象生徒の個々の障害の状態や教育的ニーズに応じた「個別の指導計画」を作成することが必要である。

(7) 担当する教員について

○教育職員免許法では、教育職員は各相当の免許状を有する者でなければならないとされている。担当教員は、高等学校教諭免許状を有する者であり、加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが不可欠であるが、特定の教科・科目の免許は必須ではないと考えられる。

○巡回による指導を行う場合も、対象生徒への指導に関する責任を負うのは在籍校であり、在籍校における身分が明確でない教員が指導を行うことは適当ではない。任命権を持つ教育委員会が、当該教員に対して、巡回先の学校において「通級による指導」を行うよう、兼務発令や非常勤講師発令などにより明示的に指示・命令することが必要である。

### 3. 高等学校における通級による指導を制度化した後の充実方策

※第3回会議において議論。

- (1) 国、都道府県教育委員会それぞれの役割について
- (2) 通級による指導を担当する教員の配置・専門性確保や施設整備面について
- (3) 学校における体制整備について
- (4) 卒業後を見据えた進路指導・就労支援との連携について